

議案第四号

三朝町取員の給支に関する條例の一部を改正する條例について

三朝町取員の給支に関する條例(昭和二十八年三朝町條例第五号)

の一部を別紙のよりに改正するものとする

昭和三十七年一月二十九日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十七年一月十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝所取員の給与に關する条例の一部を改正する条例

三朝所取員の給与に關する条例（昭和二十八年）の一部を次のように改正する

第一条を次のように改める

（この条例の目的）

第一条 この条例は地方公務員法（昭和二十五年）第二十四条第六項の規定に基

き同法第三條第二項に規定する取員（地方公務員法（昭和二十七年）第三十六條に規定する業務取員及び地方公務員労働関係法（昭和二十七年）附則第四項に規定する業務取員を除く）の給料管理取

手当、扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当  
及び勤励手当に關する事項を定めることを目的とする

第三条を次のように改める

（給料表）

第三条 取員の取務の等級は、行政取にあっては四等級、医療取にあっては

一、二、三、四の等級に分類する

又前項に規定する分類の基準となるべき標準的な取務の内容は、行政取に

あつては別表第一、医療取にあっては別表第二のとおりとし、これに補

たる取務とその他の複雑困難及び責任の度か同程度の取務とをそれぞれ取務

の等級に分類されるものとする

3 給料表は次のとおりとする

- 一 行政取給給料表 (別表第三)
- 二 医療取給給料表 (別表第四)

4 任用収者はすべての取員の取を第一項に規定する等級のいずれかに格付し、前項の給料表により取員に給料を支給しなければならぬ。

第四條第七項を同條第九項とし、第四條第六項但し書中「町長の承認を得て」を削除し、「その者の属する取等の等級より上位の取等の等級における号給の額を用いてその者が現に受ける給料月額の直近上位の額に」と「町規則の定めるところにより」に改め、同項を同條第八項とし、第四條第五項中「特に良好である場合」の次に「その他特に必要がある場合」を加え、「町長の承認を得て」を「町規則の定めるところにより」に、「三号」を「二号給以上」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項を同條第六項とし、同條第三項を次のように改め、同條に第四項及び第五項として次の二項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける取員となつた者の号給は、町規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 取買が一の取買の等級から他の取買の等級に移った場合における号給は、町規則の定めるところにより決定する。

5 前二項の規定により号給を決定する場合において、他の取買との取給上必要と認めるときは、町規則の定めるところにより、その者の属する取買の等級における最高の号給をこえて給料月額を決定することかである。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条を第七条として同条第二項を次のように改める。

二項の特別調整額表に定める給料月額の調整額は調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。

第七条の次に次の条を加える。

(管理取手当)

第八条 管理取手当は管理又は監督の地位にある取買のうち、町規則で指定するものについて、その取の特殊性に基づき、町長の定める基準に従い支給する。

二項の管理取手当については同条第二項の規定を準用する。

第十一條第二項中、「二百円」を「二百五十円」に、「三百円」を「四百円」

に、「四百円」を「五百五十円」に、「六百円」を「七百五十円」に改める。

第二十条第二項中「百分の七十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五十」を「百分の百七十」に改める。

別表「第二」を「第三」に、「第三」を「第四」とし、次のように改める。

（別表添付）

別表「第一」の次に次の「第二」を加える

（別表添付）

附 則

（施行期日）

この条例は公布の日から起算し、昭和三十六年十月一日から通用する。

（給料の切替及び切替に伴う措置）

一 職員給与の給与の新行政給料表（別表第三）新医療給料表（別表第四）  
之の切替は、附則別表行政給料切替表及び附則別表医療給料切替  
表によるものとする。

二 昭和三十六年十月一日（以下切替日という）以後施行日の末日までの  
間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける  
職員となつた者及びその属する職等の等級又はその受ける号給若しくは  
給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は  
異動の日における職等の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又  
は給料月額を受けるときと異なる期間については、他の職員との取衡上必  
要と認められる限度において、局長の定めるところにより必要は調整を行  
うことができる。

4. 昭和三十一年十月一日以後切替日の前日までの用において取券の等級を異にして異動した取員の切替日における号券又は給料月額及び当該号券又は給料月額を改めることとなる期月については切替日において取券の等級を異にして異動したものとした場合との枚数上必要と認められる限度において町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

5. 附則第二項第三項及び第四項の規定の適用については改正前の条例の運用上より取員が属していた取券の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は改正前の条例及びこれに基づく命令に従って定められたものでなければならぬ。

6. 附則第二項第三項及び第四項に定めらるもののほかこの条例の施行に伴う取員の給料の切替に関し必要な事項は町規則で定める。

(給料の内払)

7. 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に取員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。